

諮問日：平成27年10月2日（平成27年度（最情）諮問第2号）

答申日：平成28年2月22日（平成27年度（最情）答申第5号）

件名：裁判官の転勤の内示時期の目安が分かる文書の不開示判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「転勤を伴う人事について、裁判官本人に対する内示時期の目安が分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書に該当する文書（以下「本件対象文書」という。）に記録されている情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号ニに規定する不開示情報に相当する情報であるとして、当該文書を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成27年9月4日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 「異動の内示は、事件処理と住居移転の関係を考慮して、原則として異動の2か月以上前に、離島などについては3か月以上前に行われ、承諾があれば、最高裁判所裁判官会議の決定を経て発令され、承諾がない場合には、異動先の変更が行われたり、留任の取扱いがなされる。」という事実が最高裁判所のホームページで公表されており、裁判官人事の概況についても同ホームページに掲載されているところ、それによって公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じているとはいえない。

- 2 また、本件対象文書を開示したとしても、外見上も中立・公正を害さないように自律、自制すべきことが要請されている裁判官及びその関係者から、不当な働き掛け等がされるおそれはないし、仮に不当な働き掛け等があったとしても、いかなる勢力からも影響を受けることがあってはならない裁判所が行う公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるとはいえない。
- 3 以上の事情によれば、本件対象文書に記載されている情報が法5条6号ニに規定する不開示情報に相当する情報であるとはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

本件開示申出に対し、本件対象文書に記録された情報が法5条6号ニに規定する不開示情報に相当する情報であるとして不開示とした原判断は、妥当である。

2 理由

本件対象文書には、裁判官の人事異動事務に関する情報（内示時期のほか、異動計画の対象者、立案担当者、方法及び手順等）が記載されている。

これらの情報は、人事事務担当者等の一部関係職員以外には知られることのない性質のものであるところ、当該情報を公にすることにより、異動対象者や関係者など、当該情報を知った者から不当な働き掛け等がされるなどして、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。また、裁判官の人事異動事務について、いずれの者からいずれの者に対し、いかなる時期にどのような文書が発出されたかという事実自体も、公にすることにより、前記と同様のおそれがある。

したがって、本件対象文書には、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当する裁判官の人事異動事務に関する情報が記録されているため、不開示とすべきである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成27年10月2日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同月7日 苦情申出人から意見書を収受
- ④ 同年11月9日 苦情申出人から意見書(2)及び資料を収受
- ⑤ 同月11日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年12月25日 最高裁判所の職員（事務総局人事局任用課長ほか）から口頭説明聴取及び審議
- ⑦ 平成28年1月20日 苦情申出人から意見書(3)及び資料を収受
- ⑧ 同年2月5日 審議
- ⑨ 同月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書に該当する文書として本件対象文書を特定した上で、本件対象文書に記録されている情報は、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当するとして、これを不開示としたところ、苦情申出人は、本件対象文書を開示しても公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるとはいえないなどと主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を妥当としている。

そこで、本件対象文書を見分した結果及び最高裁判所の職員の口頭説明の結果に基づき、本件対象文書に記録されている情報が不開示情報に当たるか否かについて検討する。

2 本件対象文書について

諮問を行った最高裁判所に対し、本件開示申出文書に該当するものとして特定した本件対象文書の提示を求めて見分したところ、本件対象文書が裁判官の異動の内示時期の目安が分かる文書に当たることは明らかであった。したがって、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書に該当するものとして本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示情報相当性について

見分の結果によれば、本件対象文書には、裁判官の人事異動に関し、内示時期の目安のほか、異動計画の対象者、立案担当者、方法及び手順等の情報が記録されていることが認められる。

ところで、裁判官は、憲法上その職務の独立性が保障されるとともに、身分が保障されており（憲法76条3項、78条）、また、身分保障の現れとして、その意思に反して、転官や転所をされることはないとされている（裁判所法48条）。したがって、裁判官の異動時期の目安を含めた人事管理に係る情報については、裁判官の独立を確保するため、非常に高い機密性が求められる機微な情報であるということができ、本件対象文書に記録されている上記のような情報を公にすると、それを知った裁判官の異動を望み、あるいは望まない関係者などから不当な働き掛け等がされるなどして、今後の裁判官の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件対象文書に記録された情報は、その文書の標題部分や発出者名等も含め、全体として法5条6号ニに規定する不開示情報に相当する情報に当たると認められる。

苦情申出人は、最高裁判所のホームページに「異動の内示は、事件処理と住居移転の関係を考慮して、原則として異動の2か月以上前に、離島などについては3か月以上前に行われ」ることが公表され、裁判官人事の概況についても掲載されているが、それによって公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じているとはいえないから、本件対象文書に記録された情報は不開示情報に当たらな

い旨主張する。しかし、最高裁判所のホームページで公表されている異動の内示時期に係る情報は、異動の内示が「異動の2か月以上前」又は「3か月以上前」に行われるとの情報にすぎないのに対し、本件対象文書に記録されている内示時期に係る情報は、見分の結果によれば、具体的な裁判官の異動について、具体的にいつ頃内示することを目途とするかに係る情報を含むものと認められるから、両者は一致するものではない。その他の最高裁判所のホームページに掲載されている裁判官人事の概況に係る情報も、本件対象文書に記録されている情報と一致するものではないと認められる。したがって、上記のホームページの存在により、本件対象文書に記録されている情報が公表されているとはいえないから、当該存在をもって、当該情報が公になっても人事管理に係る事務に関して支障が生じることはないということとはできない。

苦情申出人は、裁判官や裁判所の職務の性質上、人事管理に係る事務に関して支障が生じることはない旨の主張もするが、独自の見解にすぎず、採用できない。

4 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件開示申出につき、対象文書を本件対象文書と特定した上で、その全体を不開示とした原判断については、本件対象文書に記録された情報が、全体として法5条6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人